

縦覧開始後における正誤表

平成 30 年 10 月 19 日

正誤表

訂正内容 40 頁

訂正内容 40 頁					
表 6.1-1(1) 現地調査の手法					
調査項目		調査方法	調査期間・頻度	調査地点	
誤	大気質 一般環境大気	二酸化硫黄	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月環告第 25 号)に定める方法	1年間の連続測定 四季に1週間連続測定	・1年間測定 事業実施区域1地点 :St.1
		二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月環告第 38 号)に定める方法		・四季測定 事業実施区域周辺 4地点:St.2~St.5 (図6.1-4参照)
		浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月環告第 25 号)に定める方法		
		微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月環告第 33 号)に定める方法		
表 6.1-1(1) 現地調査の手法					
調査項目		調査方法	調査期間・頻度	調査地点	
正	大気質 一般環境大気	二酸化硫黄	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月環告第 25 号)に定める方法	1年間の連続測定 四季に1週間連続測定	・1年間測定 事業実施区域1地点 :St.1
		二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月環告第 38 号)に定める方法		・四季測定 事業実施区域周辺 4地点:St.2~St.5 (図6.1-4参照)
		浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月環告第 25 号)に定める方法		
		微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月環告第 33 号)に定める方法	<u>四季に1週間連続測定</u>	<u>事業実施区域1地点</u> <u>:St.1</u> <u>事業実施区域周辺</u> <u>4地点:St.2~St.5</u> <u>(図6.1-4参照)</u>